入札公告（再公示）

下記のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という）一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

平成 24 年 12 月 13 日

独立行政法人国際協力機構
沖縄国際センター
契約担当役　所長　小幡　俊弘

記

１．工事内容

（１）　件名：平成 24 年度沖縄国際センター建物診断業務

（２）　仕様・数量：入札説明書による。

（３）　契約期間：平成 25 年 1 月上旬から平成 25 年 3 月下旬まで

２．入札方法

（１）　落札者の決定方法：下記 3. の資格の確認を受け、入札書を持参した入札者であって、細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

（２）　入札説明書第 2「仕様書」に対する総価（円）をもって価格の比較を行います。

３．競争参加資格

（１）　細則第 4 条の規定に該当しない者であり、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

（２）　公告日において平成 22･23･24 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「C」の等級以上に格付けされ、「九州・沖縄地域」の競争参加資格を有する者。

（３）　平成 14 年 1 月以降に完了した業務で、総延床面積 10,000 ㎡以上の建物を設計した元請実績を 1 件以上有すること。

（４）　平成 14 年 1 月以降に完了した業務で、総延床面積 10,000 ㎡以上の建物を診断した元請実績を 1 件以上有すること。

（５）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立てがな

されている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４．入札説明書の交付期間および交付場所

（１） 期間：平成 24 年 12 月 13 日(木)から平成 24 年 12 月 19 日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時まで（12 時から 13 時の間を除く）の期間

（２）場所：〒901-2552
沖縄県浦添市字前田 1143-1
独立行政法人国際協力機構　沖縄国際センター　総務課
電話：098-876-6000　　ファクシミリ：098-876-6014

５．競争参加資格確認申請及び下見積書の提出場所等

（１）提出期限：平成 24 年 12 月 19 日（水）17 時（必着）
提出方法：持参又は郵送・宅配便

（２）提出場所：沖縄県浦添市字前田 1143-1
独立行政法人国際協力機構　沖縄国際センター　総務課

６．入札会の日時及び場所

（１）日時：平成 24 年 12 月 28 日（金）午後 14 時 00 分

（２）場所：沖縄県浦添市字前田 1143-1
独立行政法人国際協力機構　沖縄国際センター
ニライホール 3F 多目的室

７．情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア　当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ　予定価格が次の基準額を超えない契約

①　工事又は製造の請負の場合、250 万円

②　財産の買入れの場合、160 万円

③　物件の借入れの場合、80 万円

④　上記以外の場合、100 万円

ウ　光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア　当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ　当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア　当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ　契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・　３分の１以上２分の１未満

・　２分の１以上３分の２未満

・　３分の２以上

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

８．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金：免除

（３）入札書の無効：入札説明書に定める条件に違反したもの。

（４）契約書の作成の要否：要

（５）細則は国際協力機構ホームページの「調達情報」アドレス

(http://www.jica.go.jp/announce/index.html）にて公開中。

（６）詳細は入札説明書による。

以　上